

令和3年7月6日
報道発表資料

軽自動車税（種別割）督促状の誤送付について

1 概要

令和3年6月30日付けで「令和3年度軽自動車税（種別割）督促状」（以下、「督促状」という。）を送付しましたが、三浦市市税条例第30条に基づく減免決定を受けている方から、7月1日に督促状が届いた旨の連絡が税務課にありました。

督促状の発送状況を再度確認したところ、11名の方に対し、減免決定をしているにもかかわらず督促状を誤って発送してしまったことが判明いたしました。

このため、誤送付をしてしまった督促状により納付してしまうことがないように、7月1日、2日の2日間で11名の方のうち10名の方について、電話連絡の後、訪問により誤送付であることを説明させていただくとともに謝罪をし、督促状の回収または破棄をしていただいていることの確認をいたしました。

残る1名の方については、7月1日から4日にかけて電話や訪問による接触を試みましたが、説明及び謝罪をできていない状況であるため、7月5日に郵送により、説明及び謝罪の文書を送付し、あわせて、直接お話しさせていただきたい旨をお伝えしています。

なお、7月5日時点で、今回の誤発送を原因とする誤納付は発生していません。

2 再発防止策

本件は、減免決定後に行うべき処理が漏れていたことと、督促状発送時における確認が不足していたことにより発生したものです。

今後は、課内での確認方法を見直し、処理のチェックリストを作成・運用することにより、再発防止を図ります。